

令和6年3月

事業者各位

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部

「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」のご案内

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法では、高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務に労働者を就業させるときは、事業者は当該業務に関する特別教育を行わなければならないことになっております。

つきましては、当協会では、当協会に代わり下記により、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育を実施しますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

記

1. 講習日時 令和6年5月14日(火) 9時15分から16時45分まで
2. 講習会場 舞鶴西総合会館(舞鶴市字南田辺1)
3. 講習科目 学 科：4. 5時間(①作業に関する知識 ②墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識 ③労働災害の防止に関する知識 ④関係法令)
実 技：1. 5時間(墜落制止用器具の使用方法等)
4. 受講料 会 員：8,800円(8,000+消費税)
非会員：9,900円(9,000+消費税)
*受講申込後の取消しの場合は、受講料の返還はいたしませんのでご了承ください。
5. テキスト代 「フルハーネス型墜落制止用器具の知識」
990円(900+消費税) ※テキストは講習当日にお渡しします。
6. 定 員 50名(定員になり次第締切ります。)
7. 受付日 令和6年4月16日(火)より (土・日・祝祭日を除く9:00~16:00)
8. 申込方法 受講申込書に所定事項記入の上、お申込み下さい。受講料・テキスト代は現金又は振込(手数料事業所負担)でお願いします。受付方法はホームページの《講習受付方法》をご参照下さい。
9. 申込・問合せ先
(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部(土・日・祝祭日を除く9:00~17:00)
〒624-0913 京都府舞鶴市字上安久小字安久谷原381-2
TEL 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777
10. その他 所定講習科目の受講修了者に対し、特別教育修了証を交付します。

フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育受講申込書



月講習

★氏名（漢字）・生年月日は、修了証に使用しますので、お間違えのないようご記入ください。

記入不備による修了証再発行時には再発行手数料（1,650 円）をいただきます。

受 講 者	フリガナ			生年 月日	S ・ H		
	氏 名				年	月	日生
		携帯番号	-		-		
	旧姓等併記希望の方		旧姓等氏名：				
		*併記を希望する氏名等が確認できる書類(戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等)をお申込時に提示してください。					
現住所	〒 -						
事業所名	ご 連 絡 先	担当者部署					
		氏名					
		電話番号	-	-			
		FAX 番号	-	-			
所在地	〒 -						
会 員	※いずれかにチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 京都労働基準協会会員・支部会員 <input type="checkbox"/> 会員外						

令和 年 月 日

受講番号

公益社団法人 京都労働基準協会 舞鶴支部長 殿

●個人情報の取扱について

ご記入いただきました個人情報につきましては、本講習の実施のためにのみ使用いたします。

記入不要